



公益社団法人
諫早大村法人会

第62号

令和3年
9月1日発行

法人会だより

発行所 / 公益社団法人 諫早大村法人会 諫早市東本町5-17 ねむの木ビル2階 TEL 0957-22-8479 印刷所 / 株式会社 昭和堂

令和2年度

税に関する絵はがきコンクール 優秀作品



【女性部会長賞】



【最優秀賞】



【法人会長賞】



【諫早税務署長賞】



【青年部会長賞】

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



公益社団法人
諫早大村法人会
会 長
永江 正澄

会長就任ご挨拶

高瀬会長様の後任として会長に就任いたしました永江でございます。先ずは、高瀬会長様にはこの2年間のご活躍、そしてコロナ禍における運営と会員の団結力にご尽力いただいたことに心より感謝申し上げます。

あと半年もすれば国民へのワクチン接種も完了することでしょうから、会員の皆様方は業務の立て直しと元には戻らないといわれるアフターコロナ時代の対策準備で経営計画の見直しを始め、頑張られていらっしゃると思います。そのような中、後継者不足やビジネス転換などの問題から廃業される経営者も水面下では急増しており、特に企業永続繁栄のために自己資本を厚くし安定経営を目指されてきた中小企業の後継者への株譲渡における高額資金の必要性と、生産性が欧米の半分といわれる中での働き方改革や次々と出される雇用関連法案に経営者として頭を抱える毎日です。しかしながらコロナ禍も含めこのような問題をクリアしたときこそ新しいビジネスチャンスを掴むことができ、さらなる成長期にステップアップできると信じています。諫早大村法人会の会員皆様が自助・公助・共助し合い、共にアフターコロナ時代に素晴らしい経営環境を迎えられますよう微力ながら尽力してまいりたいと思います。

「花が咲かない時は根を張る」コロナ禍の出口は見えてきました。気持ちを高め飛躍の準備をいたしましょう。

役員名簿

会 長	永江 正澄		
副会長	高島 正弘 (厚生)	塚元 哲也 (組織)	中村 人久 (総務)
	鹿取 栄治 (広報)	時 忠之 (研修)	
理 事	安達 圭 (組織)	石坂 鉄平 (厚生)	井手 雅康 (税制)
	大石 竜基 (総務)	大塚 正一 (組織)	大平 伸 (厚生)
	小野由利子 (研修)	御所 政久 (-)	小林 靖明 (組織)
	酒井 辰郎 (広報)	杉谷 徳隆 (厚生)	高島 典之 (研修)
	高島正太郎 (組織)	高瀬 嘉博 (-)	中川 有二 (厚生)
	中瀬 和隆 (組織)	中村 慎一 (総務)	成田 純隆 (厚生)
	原田 岳 (研修)	春田 聖司 (組織)	東 明彦 (研修)
	福谷美保子 (組織)	船橋 修一 (厚生)	本田 高大 (厚生)
	松原 究 (広報)	光石 尚彦 (組織)	宮崎 彰宣 (総務)
	向井 真成 (総務)	森 栄一郎 (総務)	鎚流馬清規 (総務)
	山下 博之 (広報)	山田 和弘 (広報)	横尾 太郎 (組織)
監 事	池田 光利 (税制)	片岡 敏明 (税制)	福重 文夫 (税制)
	森 康則 (税制)		

()は、所属委員会

青年部会長：石坂鉄平 / 女性部会長：福谷美保子 / 専務理事：御所政久

法人会の活動状況

第9回定時総会

第9回定時総会は令和3年5月27日（木）大村市の長崎インターナショナルホテルにおいて開催されました。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎年恒例の総会記念講演会及び懇親会を中止し、総会のみで開催となりました。

高瀬会長挨拶の後議事へ進行し、令和2年度事業報告及び決算報告、役員選任、令和3年度の事業計画及び収支予算についての報告があり、それぞれ承認されました。

その後、新役員による理事会において、次のとおり新会長、副会長が選出されました。

- 会 長 永江 正澄【(株)昭和堂】
- 副会長 高島 正弘【高島建設工業(株)】
- 塚元 哲也【たちばな信用金庫】
- 中村 人久【(株)平山組】
- 鹿取 栄治【(株)かとりストアー】
- 時 忠之【(株)大幸企画】



新春講演会

令和3年3月10日、大村市においてダイヤ精機(株)代表取締役 諏訪貴子氏を講師に迎え、『中小企業が生き抜くための経営改革と人財育成』というテーマで講演会を開催しました。

多くの危機に直面しながらも、それらを乗り越えるために経営改革と人財育成を断行され、優良企業へと成長させた過程について話していただきました。



決算法人説明会

諫早税務署法人課税担当官を講師に迎え、決算法人説明会を、令和3年3月26日と6月17日に開催し、それぞれ40名、22名が参加されました。



租税教室（青年部会）

○令和3年1月13日

・諫早市 / 長田小学校

○令和3年6月16日～7月14日

・諫早市 / 喜々津小学校、長田小学校、喜々津東小学校、小長井小学校 ・大村市 / 中央小学校



租税教室 諫早市



租税教室 大村市

税に関する絵はがきコンクール（女性部会）

○諫早市 / 長田小学校、真崎小学校 ・大村市 / 松原小学校

応募件数62点（令和2年度の優秀作品は表紙に掲載）



絵はがきコンクール 応募作品審査



絵はがきコンクール作品展

令和3年度行事予定

日時	行事内容	場所
9月15日(水)10:00～12:00	9・10・11月決算法人説明会 講師：諫早税務署法人課税担当官	諫早市 ホテルグランドパレス諫早
11月24日(水)14:00～17:00	経営セミナー 講師：井上和弘氏（㈱アイ・シー・オーコンサルティング会長）	諫早市 ホテルグランドパレス諫早
11月26日(金)10:00～12:00	12・1・2月決算法人説明会 講師：諫早税務署法人課税担当官	大村市 長崎インターナショナルホテル
11月26日(金)13:00～15:00	新設法人説明会 講師：諫早税務署法人課税担当官	大村市 長崎インターナショナルホテル
2月頃(予定)	新春講演会	未定
3月(予定)	3・4・5月決算法人説明会 講師：諫早税務署法人課税担当官	未定

経営セミナー、新春講演会等の詳細については、チラシ・ホームページでお知らせします。

着任のご挨拶



諫早税務署長 おかもと けんじ 岡本 憲治

公益社団法人諫早大村法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の定期人事異動で、諫早税務署長を拝命いたしました岡本でございます。

前任は、国税庁の総務課において主に組織全体の新型コロナウイルス対応や、テレワーク環境の整備・検討などに取り組んで参りました。

諫早税務署はもとより九州地方は初めての勤務になります。管内の諫早、大村両市は長崎県の中央に位置し古くから交通の要衝として栄えた地であり、美しい自然と豊かな恵みのもと活気にあふれるこの地で勤務できますことを大変光栄に思っております。

さて、諫早大村法人会におかれましては、平成2年に社団化されて以来、「税のオピニオンリーダー」として、また、「よき経営者を目指す団体」として、経営セミナーや講演会、説明会などの税知識の普及啓発活動に努められ、青年部会・女性部会による租税教室や税の絵はがきコンクールなど活発な地域貢献活動により、企業と地域社会の

健全な発展に大変熱心に取り組んでおられます。

なかでも、青年部会による屋外型租税教室は、日常生活を送る街の中で子どもたちとともに税の意義や役割を学ぶ体験型のイベントとして大変盛況であったと伺っております。

これもひとえに永江会長はじめ役員の皆様方の熱心なご指導のもと、会員の皆様方が積極的な事業活動を展開された賜物であり、これまでのご努力に対し深く敬意を表す次第であります。

ところで、いまだ終息が見えない新型コロナウイルスとの闘いが続いております。このような中であって、e-Taxによる申告手続きは単に利便性向上だけではなく、納税者の皆様の安全性確保にもつながるものであり、我々としまでもこれまで以上にe-Taxの普及に努めてまいる所存ですので、今後とも貴会会員の皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、諫早大村法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに企業の更なるご繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

諫早税務署長 岡本 憲治 プロフィール

【生年月日】昭和62年10月8日生(33歳)

【出身地】東京都江東区

【性格分析】比較的穏やかな人間と思っています。一方で優柔不断な面あり。

【座右の銘】私が実現出来ている訳ではありませんが、こうありたいと思った言葉で「金ではなく鉄として」があります。

【健康法】精神の健康のため、音楽に触れます。アマチュアオーケストラにも所属していました。

【略歴】

平成22年4月 国税庁 長官官房 総務課 審査企画係
 平成23年7月 財務省 主税局 調査課 内国調査第二係
 平成24年7月 大阪国税局 八尾税務署 法人課税部門 国税調査官
 平成25年7月 国税庁 長官官房 企画課 法人番号準備室 班長
 平成26年7月 国税庁 課税部 個人課税課 審理第二係長
 平成27年7月 内閣官房 社会保障改革担当室 主査
 平成28年7月 内閣官房 副長官補室 主査
 平成29年7月 金融庁 総務企画局 政策課 課長補佐
 平成30年7月 金融庁 総合政策局 総合政策課 課長補佐
 令和01年7月 国税庁 課税部 法人課税課 課長補佐
 令和02年7月 国税庁 長官官房 総務課 課長補佐
 令和03年7月 諫早税務署長

諫早税務署 法人課税部門 統括官・総括上席プロフィール



まつお やすのり
松尾 康典

【役職】

法人課税第一部門 統括国税調査官

【生年月日】

昭和50年1月3日生(46歳)

【出身地】

福岡県八女市

【前歴】

香椎税務署 法人課税統括国税調査官



よこやま たかひろ
横山 賢広

【役職】

法人課税第一部門 総括上席国税調査官

【生年月日】

昭和57年12月31日生(38歳)

【出身地】

長崎県壱岐市

【前歴】

福岡国税局 調査査察部

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

＜区分記載請求書（現行）＞ ～令和5年9月 ＜インボイス＞ 令和5年10月～

区分記載請求書（現行）	インボイス
<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 様</p> <p>●年●月分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円</p> <p>合 計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>※は軽減税率対象</p>	<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 様</p> <p>●年●月分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円</p> <p>合 計 43,600円 10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,600円</p> <p>※は軽減税率対象</p>
<p>【記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求書発行事業者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 	<p>【記載事項】</p> <p>区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 登録番号（課税事業者のみ登録可） ② 適用税率 ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手续、推奨環境及びよくある質問 (Q&A) などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10

